

「設計事務所概要」作成・提出に関する

よくある質問と回答

■設計事務所概要と入札参加資格の違い

	質 問	回 答
1	「神戸市物品等競争入札参加資格」と「建築設計・工事監理業務に係る設計事務所概要」(以下、「設計事務所概要」)は違うのですか？	異なります。 こちらへお寄せいただく設計事務所の情報は、神戸市建築工事設計監理業務外注委員会（以下、「外注委員会」）が、建築設計および工事監理業務のうち「創意工夫が必要とされる業務」や「技術提案を求める業務」等の契約先を選定する際に参考とする資料です。また、本市各局における「比較的規模の小さな業務」の委託先選定の参考にもしています。この情報は、外注委員会事務局である建築住宅局技術管理課技術管理係が所管します。 一方、建築設計および工事監理業務のうち「業務の目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できるもの」については、競争入札により設計事務所の選定を行っています。競争入札に参加しようとする事業者は、「神戸市物品等競争入札参加資格」の認定を受けることが必要です。「神戸市物品等競争入札参加資格」は、行財政局契約監理課が所管しています（Q2参照）。
2	競争入札にはどうしたら参加できますか？	行財政局契約監理課への「神戸市物品等競争入札参加資格」が必要です。今回、提出して頂く「設計事務所概要」とは別の資格となりますので、別途申請が必要です。競争入札参加資格に関する申請については 行財政局契約監理課のホームページ をご覧ください。
3	競争入札に準じた見積合せやプロポーザルはどうしたら参加できますか？	「設計事務所概要」の情報を参考に選定を行いますので、「設計事務所概要」の提出をお願いします。ただし、「設計事務所概要」を提出しても、必ずしも見積合せに参加できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
4	市外の設計事務所だが、「設計事務所概要」を提出してよいでしょうか？また、提出すれば設計業務の受注はできますか？	市内外問わずご提出いただけます。ただし、神戸市では地元企業（本店を市内に有する者）の育成の観点から業務内容の許す限り地元企業を優先して発注しています。地元企業のみでは競争性が確保できない場合等は、市外の企業へ発注する場合があります。受注機会が限定されることとなりますので、あらかじめご了承ください。
5	「神戸市物品等競争入札参加資格」に登録は済んでいます。「設計事務所概要」は提出しなければいけませんか？	指名競争入札に準じた見積合せを行う業務は、「設計事務所概要」の情報を参考に選定しています。本業務への参加を希望される場合は、「神戸市物品等競争入札参加資格」の登録の有無にかかわらず「設計事務所概要」の提出をお願いします。なお、「設計事務所概要」を提出しても、必ずしも見積合せに参加できるとは限りませんのでご了承ください。

■各欄の記載の仕方

	質 問	回 答
1	「支社・支店等」の欄には、連絡窓口等も記載できますか？	記載できます。ただし、「神戸支社・支店等」の欄に記載する場合は、法人市民税の課税対象となる支社・支店等に該当するかどうかの記載欄もあわせて記載してください。
2	1級建築士事務所登録を行った	記載できます。

	ていない支社・支店等の情報についても記載できますか？	
3	本社と近畿外に支社がある場合、本社のみ的人数等は記載しなくてよいか？	よろしいです。
4	連絡先・契約先の欄に「重複して入力しないでください」と注釈があるがどういうことか？	本社以外に、支社等がある場合に、本社・支社等を含め、「連絡先」となるところ、「契約先」となるところを、それぞれ1箇所を定めてくださいという主旨です。「連絡先」は支社で、「契約先」が本社で有る場合は、支社の連絡先欄に「○」、本社の契約先さんに「○」をそれぞれ入力してください。
5	いつ時点の人数を記載すればよいか？	提出時点の人数を記載してください。なお、組織改編等により大きく体制が変わられる場合は、記載事項の変更として事務局まで変更届を送付してください。
6	建築と設備の資格が重複する場合はどのように人数を記載すればよいか？	それぞれの資格欄に記載してください（重複して構いません）。ただし、建築職、設備職、土木職それぞれの総計欄には、実人数（資格を重複して所有している方はいずれかにカウント）を記載してください。
7	実績欄は何年前のものまでを記載してよいか？	指定はありませんが、できるだけ直近の実績を優先して記載してください。
8	受注中の業務で、まだ完了していないものでも実績として記載してもよいか？	原則完了しているものを記載してください。なお、提出時点で完了の見込みが確定している（業務のほとんどが完了している）場合は記載してもかまいません。
9	「設計・監理」一体の業務について、設計実績と監理実績それぞれに記載してよいか？	よろしいです。

■提出の方法

	質 問	回 答
1	紙での提出はないのか？（以前はあったと思うが）	令和5年度よりすべて電子データでの提出としています。
2	押印欄はないのか。	令和5年度よりすべて押印不要としています。ただし、「提供承諾書」には、本手続きの連絡先窓口を記載していただく欄がありますので、もれなく入力してください。
3	受付されたことは確認できるか？	提出内容の不備がないことを確認後、受付完了となります。受付完了後は、建築住宅局技術管理課（外注委員会事務局）より受付完了メールを送信します。
4	令和4年度一斉更新時に提出できなかった場合はどうなるか。	新規登録は随時受け付けしています。
5	令和4年度以前に、提供承諾書も記入表も提出しているが、手続きは必要か。	令和4年度まで有効の設計事務所概要の情報はすべて削除されていますので、令和5年度以降の設計事務所名簿への掲載を希望される場合は、改めて提供承諾書及び記入表の提出が必要です。

■変更のある場合

	質 問	回 答
1	代表者が変わる予定があるが	代表者に限らず、当初の記載事項に変更がある場合は変更届を提

	どうすればよいか。	出してください。変更届は随時受け付けしていますので、変更方法をホームページで確認いただき、事務局へ送付してください。
2	変更届には変更部分のみ記載すればよいか。	変更用の記入表の左側の列には、当初の記載事項に変更部分を上書きして記載してください（当初の記入表は削除されますので、記載もれのないように必要事項はすべて記載してください）。また、右側の列（変更内容確認欄）には、変更された項目についてのみ、変更前の内容を記載してください。